解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十三日

熊本市中央区上林町二番三八号カスティージョ上林五〇四号　有限会社モリアド

清算人　川上　紀子

解散公告

当法人は、令和八年十月一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十三日

熊本市東区若葉五丁目四番七三号　NPO法人CALMヒーリング協会

清算人　赤星　紀子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十三日

沖縄県八重山郡与那国町字与那国一六一番地一　社会福祉法人ダンヌ会

清算人　長尾　大輔

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月十八日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十三日

愛知県大府市月見町三丁目八八番地　医療法人バンビ会

清算人　伴　賢一

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月二十三日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和八年九月三日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十三日

札幌市清田区平岡六条四丁目一四番一号　医療法人M&Co.

清算人　水本　昇克

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年十月二日札幌地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十三日

札幌市南区（札幌郡豊平町字豊瀧一一七三番地）　宗教法人信行教会

清算人　弁護士　小倉　泰彦

連絡先　札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地一六七　南一条法務税務センター九階　中島・野口法律事務所

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年九月二十九日東京都知事認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十三日

東京都港区芝浦三丁目九番一号　東中延一丁目11番地区防災街区整備事業組合

代表清算人　漆原　諄佶

解散公告（第三回）

当社は、平成十七年五月三十一日に解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十三日

東京都大田区大森南一丁目二二番一一号　有限会社福島製作所

清算人　佐藤　一雄

解散公告（第三回）

当組合は渋谷区長より令和八年十月二十七日に解散の認可を受けたので、当組合に債権を有する方は本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十三日

東京都新宿区四谷三丁目一二番地株式会社UG都市建築内　恵比寿フラワーホームマンション再生組合

代表清算人　石井　謙次

令和八年十一月十三日

高知県高岡郡佐川町乙二〇六二番地一　黒住教佐川教会所

清算人　中川　幸男

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月十五日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により令和八年九月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十三日

長崎県平戸市田平町里免一三六番地一　医療法人いなほ

代表清算人　稲澤　浩晃

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十三日

鹿児島県日置市東市来町長里一四番地一　医療法人史幸会

清算人　新山　史朗

解散公告（第三回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十三日

横浜市金沢区福浦二丁目一五番地二号　京急文庫タクシー労働組合

清算人　小松　新一

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十三日

大阪市此花区春日出北一丁目一番二二号　淨宗寺

清算人　小松　学道

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月二十七日総代会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出ください。

令和八年十一月十三日

東京都新宿区市谷左内町八番地　株式会社遊技会館

代表取締役　阿部　恭久

【異議申述申出先】

〒一〇〇―〇〇一三　東京都千代田区霞が関一―四―二　大同生命霞が関ビル八階〇四号室　ラーネッド総合法律事務所　（電話　〇三―三五八〇―七一一一）　弁護士　大村　郁文

記

氏名	株主名簿記載住所	株数合計	券種	株券枚数	記号	番号
柯　生得	東京都港区芝新堀町一五	一三株	一〇	一枚	に	〇〇四二
	東京都港区芝二―一五―四・柯生得		一	三枚	へ	〇〇五六～〇〇五八
矢貴千代子	東京都江東区深川門前仲町一―五　八〇株　二〇　四枚				は	〇四六一～〇四六四
	東京都江東区深川門前仲町一―七―一三　矢貴東司方・矢貴千代子					
	東京都江東区深川門前仲町一―七―一三・矢貴東司					